

## ネスタリゾート神戸（宿泊施設共通） 宿泊約款

ネスタリゾート神戸宿泊施設※（以下「当ホテル」という）では、皆様に安全かつ快適にご利用いただくため、  
宿泊約款・利用規約を定めております。内容を一読していただき、  
ご同意いただいたうえで当ホテルのサービスをご利用ください。  
宿泊約款、利用規約をお守りいただけないことにより  
生じた事故については、責任を負いかねますのでご了承をお願いいたします。

※ネスタリゾート神戸宿泊施設（ホテル本館・カジュアルコテージ・プレミアテラス・グランピングキャビン・メゾネットスイートヴィラ・ロイヤルスイートヴィラ）

### 第1条 適用範囲

1. ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 第2条 宿泊契約の申込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本泊料による）
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### 第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

#### 第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが、前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合、及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

#### 第5条 宿泊契約締結の拒否

1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊規約の締結に応じないことがあります。

- 1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- 2) 満室により客室の余裕がないとき。
- 3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定・公の秩序・もしくは善良の風俗に反する行為をする行為があると認められるとき。
- 4) 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定する暴力団・同法第2条第十号に規定する暴力団員・暴力団準構成員又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。（以下「反社会的勢力」という）
- 5) 反社会的勢力の構成員又は関係者が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
- 6) 法人で、その役職員のうちに反社会的勢力に該当するものがいるとき。
- 7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
- 8) 暴力的要求行為が行われ、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。
- 10) 兵庫県旅館業法施行条例（第10条）の規定に該当するとき。
  - ・宿泊料を支払う能力がないと認められること。
  - ・身体、衣服等が著しく不潔で、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められること。
  - ・泥酔、又は言動が著しく異状で、他の宿泊者に迷惑をかける恐れがあると認められること。
- 11) 特定感染症の国内発生時期に限り、特定感染症の患者と認められたとき。
- 12) 賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- 13) 営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する、宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。

（具体例）

- ・自身の泊まる部屋の上下左右の部屋に宿泊者を入れないことを繰り返し求める行為
- ・特定の者に自身の対応をさせること又は特定の者を出勤させないことを繰り返し求める行為
- ・対面や電話、メール等により、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を繰り返し行う行為

## 第6条 宿泊者の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部又は一部を解除した場合  
(第3条第2項の規定により、当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定・公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であるとき。
  - (3) 宿泊客が暴力団又は、暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。
  - (4) 宿泊客が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
  - (5) 宿泊客が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (6) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (7) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (8) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
  - (10) 第5条13項に該当する行為をおこなったとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第8条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊客の氏名・年令・性別・住所及び職業  
ただし、日本国内に住所登録をしている外国人にあっては、旅券番号、入国地及び入国年月日の登録を不要とする場合があります。
  - (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条 客室の使用時間

1. 宿泊者が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き終日使用することが出来る。(※ロイヤルスイートヴィラは翌日正午12時まで)
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - ・午後1時までは当日宿泊料金の30%
  - ・午後3時までは当日宿泊料金の50%
  - ・以降は1泊料金

## 第10条 利用規則の遵守

1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な設備等の営業時間は先のとおりとし、その他の施設の詳しい営業時間は、備付けパンフレット・各所の提示・客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
  - (1) フロント・キャシャー等サービス時間
    - イ. 門限 0:00 まで
    - ロ. フロントサービス 7:00～24:00
  - (2) 飲食等サービス時間
    - イ. 朝食 7:00～10:00 (LO/9:30)
    - ロ. 昼食 11:30～15:00 (LO/14:30)
    - ハ. 夕食 17:30～21:30 (LO/21:00)
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合や時期により変更することがあります。その場合は、適当な方法をもってお知らせします。

## 第12条 料金の支払い

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### 第 14 条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

#### 第 15 条 寄託取等の取扱い

1. 宿泊客がフロントにお預けになった商品、又は現金並びに貴重品について、滅失・毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは紛失時の公正市場価格、又は 10 万円のいずれか低い額をもってその損害を賠償します。申告の内容によっては、お預りをお断わりする場合があります。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品、又は現金並びに貴重品であって、フロントにお届けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失・毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価値の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、紛失時の公正市場価格又は 10 万円のいずれが低い額をもって、その損害を賠償します。

#### 第 16 条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物、又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 条の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

#### 第 17 条 駐車場の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### 第 18 条 宿泊者の責任

1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。